

◎「いじめ防止対策推進法」の施行に係る再調査機関について

I 法令等の経緯

平成25年	9月28日	……	「いじめ防止対策推進法」施行
平成26年	3月25日	……	「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」策定
	4月 1日	……	「いじめ防止対策推進法施行条例」施行

II 県条例による組織の設置

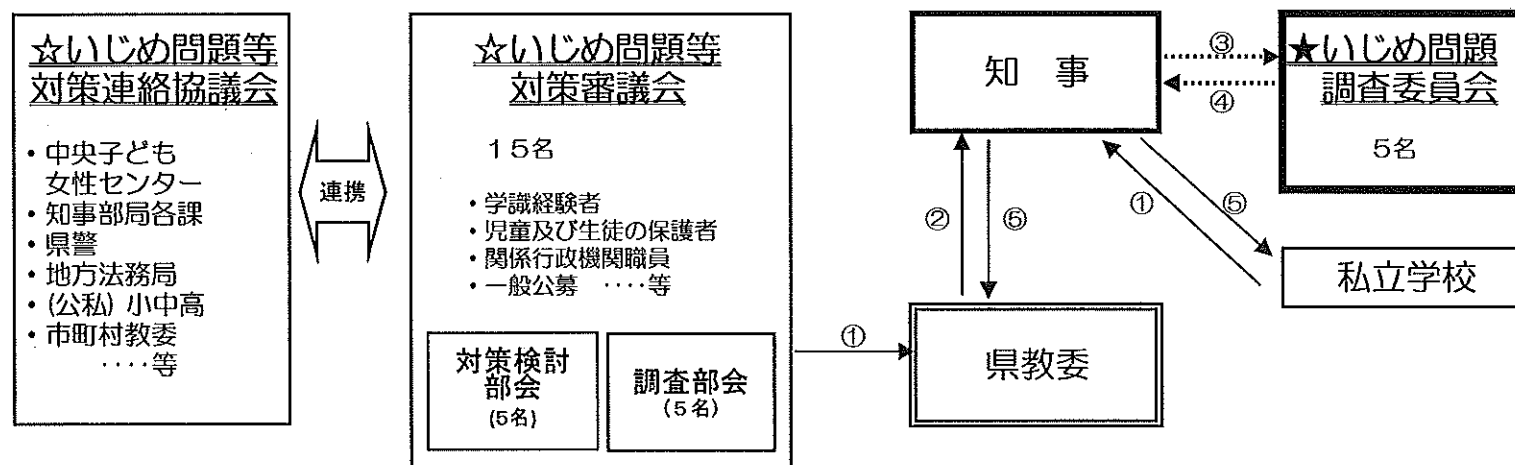
(1) 教育委員会

- 徳島県いじめ問題等対策連絡協議会 → : いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携
- 徳島県いじめ問題等対策審議会 → : 教育委員会の諮問に応じ、地域におけるいじめ防止対策や生徒指導上の課題を調査審議。「いじめ問題調査部会」で重大事態に係る調査を実施

(2) 知事部局

- 徳島県いじめ問題調査委員会 → : 知事の諮問に応じ、重大事態の調査の結果について再調査（私立学校の案件も所管）

III 県条例による組織の関連



凡例 ①、② = 重大事態の調査結果の報告
③ = 調査結果に関する“再”調査の諮問

④ = “再”調査結果
⑤ = ④を踏まえた意見具申
(私学の場合は「私立学校法」に基づく権限行使等)